

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた漁業経営体の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます！

【助成対象期間】

令和4年7月1日から**令和5年3月31日**まで

【助成金額】

休業前の平均賃金日額※1の8割又は6割※2×(各月の休業期間の日数－ $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{就労した日数} \\ \cdot \text{労働者の事情で休んだ日数} \end{array} \right\}$)

※1 日額上限は、8,355円 ※令和4年7月までの上限額は8,265円

※2 令和4年7月～11月までは8割、令和4年12月～令和5年3月までは6割

【支援対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主が休業させた中小企業の労働者(休業手当の支払いが無い場合に限る)、大企業のシフト制労働者

※詳細は、[厚生労働省の本支援金・給付金のリーフレット・Q&A・支給要領](#)をご覧ください。

A

労働保険関係が成立している事業所(場)に雇用される労働者

➡ [厚生労働省](#)に申請(水産庁への確認は必要ございません。)

(問合せ) [厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター](#)
(0120-221-276)

(支援金・給付金の詳細、申請様式等)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

(申請先) 〒600-8799 日本郵便(株)京都中央郵便局留置

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

(制度の詳細、申請様式等)

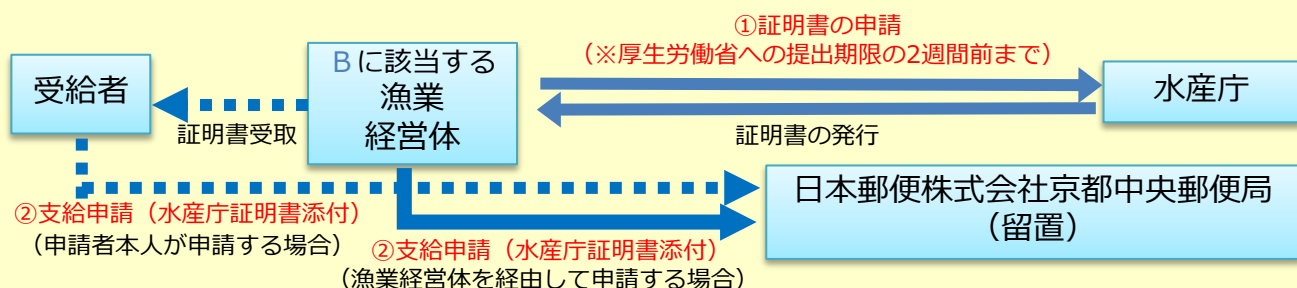


B

Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業※を行っている漁業経営体に雇用されている労働者
※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

- ➡
- ①水産庁で「[農業等個人事業所に係る証明書](#)」の発行を受け(申請は厚生労働省への提出期限の2週間前まで)、
 - ②労働者本人または事業主を通じて厚生労働省に支援金・給付金の申請

※詳細は裏面をご確認して、水産庁にお問い合わせください。



申請様式及び手続きフロー

※「農業等個人事業所に係る証明書」の申請は「事業主」から行っていただく必要があります。

「農業等個人事業所に係る証明書」発行申請

【水産庁への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

【水産庁への提出書類】

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②添付書類一式
 - ・漁船原簿謄本または漁船登録票の写し
 - ・直近1ヶ月の出荷伝票または事業内容が分かる書類（漁業を営むことで生じた納品書や領収書など）
（郵送での証明書送付を希望する場合は、返信先の住所を記載し、84円切手を貼付した封筒を同封願います。）

（申請・問合せ）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁漁政部企画課漁業労働班
水産庁HP(申請様式等)：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/koyou.html>
TEL 03-6744-2340、FAX 03-3501-509
email suiki-fl@maff.go.jp ※証明書の申請はメールでの受付も可能です



水産庁に
提出してください

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請

【厚生労働省への提出期限(中小企業の場合)】

- ・令和4年7月～令和4年9月分については、令和4年12月末日まで
- ・令和4年10月～令和4年11月分については、令和5年2月末日まで
- ・令和4年12月～令和5年1月分については、令和5年3月末日まで
- ・令和5年2月～令和5年3月分については、令和5年5月末日まで
（郵送の場合は必着）

【厚生労働省への提出書類】

③申請書

申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第1号
（2回目以降は様式第2号）
事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第3号、様式第4号
（2回目以降は様式第5号、様式第6号）

④添付書類一式

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要件確認書※
申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第7号
（2回目以降は様式第8号）
事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第9号
（2回目以降は様式第10号）
※事業主の協力を得られない場合は、事業主欄が空欄でも受付
- ・農業等個人事業所に係る証明書（初回のみ）
- ・申請者確認書類（氏名及び住所が確認できるもの、初回のみ）
（例：申請者の運転免許証・マイナンバーカードの写し等）
- ・口座確認書類（初回のみ）
（例：通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・休業開始前賃金を確認できる書類（初回のみ）
（例：休業開始前の6ヶ月のうち申請書に記載した任意の3ヶ月の給与明細、賃金台帳の写し等）
- ・支給単位期間の収入を確認できる書類
（例：支給対象者の支給単位期間中の給与明細、賃金台帳等の写し等）

厚生労働省に
提出してください
（事業主経由の提出も可能です。）